

佐賀市長が発注する工事請負契約に係る労働環境の確認に関する要綱第4条第2項の規定に基づき定める額は、以下のとおりとし、平成31年3月20日以後に公告等を行う案件から適用する。

職種名	1時間当たりの最低労働賃金単価(円)
特殊作業員	1,900
普通作業員	1,640
軽作業員	1,300
造園工	1,830
法面工	2,370
とび工	2,170
石工	2,450
ブロック工	2,350
電工	2,020
鉄筋工	2,200
鉄骨工	2,110
塗装工	2,380
溶接工	2,390
運転手(特殊)	2,300
運転手(一般)	1,860
潜かん工	3,310
潜かん世話役	3,910
さく岩工	2,990
トンネル特殊工	3,400
トンネル作業員	2,490
トンネル世話役	3,460
橋りょう特殊工	2,700
橋りょう塗装工	2,940
橋りょう世話役	3,330
土木一般世話役	2,160
高級船員	2,820
普通船員	2,160
潜水士	3,830
潜水連絡員	2,420
潜水送気員	2,430
軌道工	3,020
型わく工	2,420
大工	2,390
左官	2,270
配管工	1,900
はつり工	2,040
防水工	2,240
板金工	2,160
サッシ工	2,670
内装工	2,250
ガラス工	2,250
建具工	1,690
ダクト工	1,880
保温工	2,140
設備機械工	2,230
交通誘導警備員A	1,310
交通誘導警備員B	1,150